

## 新証券コード仕様

(制定) 1988.7

(改定) 2000.6    2002.4    2002.10    2003.4    2003.6    2003.8    2004.4  
           2005.2    2005.4    2005.9    2006.5    2007.1    2007.3    2007.12  
           2008.3    2009.9    2010.1    2012.3    2018.5    2023.11    2024.2

### I 基本構成

ISIN (国際証券コード体系 : ISO 6166) コードは、国名コード (prefix) 2けた、基本コード (basic code) 9けた、及びチェックディジット (check digit) 1けたで構成する。

(参考)

項目	国名コード	基本コード			チェックディジット
		発行体コード		証券種類コード	
		属性コード	固有名コード		
けた数	2	1	5	3	1
		9			
(例)	J P	□	□□□□□	□□□	□

### II 基本仕様

#### 1. 国名コード (2けた)

ISO で定義される2けたのアルファベットコード (ISO 3166 ; Alpha-2 Country Code) を使用する。

(注) 証券コード協議会が付番する証券 (内国株式、JDRなど) の新証券コードの国名コードは全て JP を用いる。ただし、証券コード協議会がISO 6166 に基づき ISIN の付番資格を有しない証券 (外国株式、ADRなど) については、国名コード及びチェックディジットを除いた新証券コード9けたとする。

#### 2. 基本コード (9けた)

発行体コード6けた及び証券種類コード3けたで構成する。

##### 2.1 発行体コード (6けた)

属性コード1けた及び固有名コード5けたで構成する。

##### 2.1.1 発行体属性コード (1けた)

次のとおりとする。

0 (未定義)	3 内国法人	6 (未定義)	8 特定金融商品
1 国 (国債)	4 ユーザー領域	7 (未定義)	9 特定金融商品 (保振)
2 地方公共団体	5 外国法人		

- (注) 1 「1」は、国債の割当領域である。
- 2 内国法人とは、以下の①～④のいずれかに該当するものをいう。
- ① 国内の金融商品取引所に株式を上場している内国会社
  - ② 日本証券業協会の気配公表銘柄
  - ③ 国内で公募債券（特定目的信託の社債的受益権を含む）を発行している内国会社等（公社、公団等を含む。）
  - ④ その他、証券コード協議会が必要であると認める内国会社等
- 3 「5」は、国内で流通する外国証券及び預託証券（対象資産が外国証券の場合）の割当領域である。
- 4 「8」は、(株)証券保管振替機構が扱わない、証券コード協議会が認めた特定の金融商品の割当領域である。
- 5 「9」は、(株)証券保管振替機構が扱う、証券コード協議会が認めた特定の金融商品の割当領域である。
- 6 未公開会社等の私募債等の場合、基本コードは、発行体属性コード1けた、商品コード2けた及び証券種別コード6けたで構成する。

## 2.1.2 発行体固有名コード（5けた）

### (1) 国（国債）

国は複数の発行体とみなし、次のとおり、国債名称コード2けた及び回号コード3けたで構成する。

国債名称コード	回号コード
□□	□□□

#### a 国債名称コード

次のとおりとする。

	国債名称コード		国債名称コード
利付国庫債券（2年）	02	政府短期証券	64
利付国庫債券（5年）	05	国庫短期証券	74
利付国庫債券（10年）	10	日本国有鉄道清算事業団債券	
個人向け利付国庫債券(10年)	11	承継国庫債券	70
		石油債券承継国庫債券	71
利付国庫債券(物価連動・10年)	12	分離利息振替国庫債券	80
個人向け利付国庫債券(5年)	13	利付国庫債券(40年)	40
個人向け利付国庫債券(3年)	14	利付国庫債券(50年)	55
利付国庫債券(15年)	15	クライメート・トランジション利付国庫債券（2年）	46
利付国庫債券(20年)	20	クライメート・トランジション利付国庫債券（5年）	47
利付国庫債券(30年)	30	クライメート・トランジション利付国庫債券（10年）	48
割引短期国庫債券	50	クライメート・トランジション利付国庫債券（20年）	49

(注) 分離適格振替国庫債券（ストリップス債）で、再結合した元利統合後のコードは、分離前の元本に基づく利付国庫債券と同様とする。また、分離元本振替国庫債券は、通常の利付国庫債券の国債名称コードを使用する。

b 回号コード

銘柄名称の回号を使用する。ただし、回号が4けた以上の場合は、回号の下3けたを使用する。

また、分離利息振替国庫債券の場合は、先頭2けたで償還年（西暦）の下2けた、最後の1けたで償還月（発行月コードと同様にコード化）を表示する。入札前取引は、「000」固定とする。

	回号コード	
(例) 利付国庫債券（10年）第170回	170	
分離利息振替国庫債券 平成20年10月*	08A	※利子支払期日
利付国庫債券（10年）（入札前取引）	000（固定）	

(2) 国債バスケット

国債バスケットの発行体固有名コードは、次のとおり、国債名称コード2けた及び構成銘柄コード3けたで構成する。

a 国債名称コード

「99」固定とする。

b 構成銘柄コード

次のとおりとする。

国債バスケット（国庫短期証券）	101
国債バスケット（利付残存10年以下・国庫短期証券）	103
国債バスケット（利付・国庫短期証券）	105
国債バスケット（変動利付・利付・国庫短期証券）	107
国債バスケット（物価連動・変動利付・利付・国庫短期証券）	109
国債バスケット（分離元本・分離利息）	201
国債バスケット（変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券）	203
国債バスケット（物価連動・変動利付・利付・利付GX・国庫短期証券）	205

(3) 地方公共団体

総務省が定める「全国地方公共団体コード」（JIS X-0401,0402）を使用する。（ただし、検査数字は除く。）複数の地方公共団体による共同地方債については、証券コード協議会が適宜定める。その場合においてコードは、複数の共同体で共通して使用する。

(例) 北海道	0 1 0 0 0	東京都	1 3 0 0 0
札幌市	0 1 1 0 0	千代田区	1 3 1 0 1
共同発行市場公募地方債			9 9 0 0 0
兵庫 縣市町共同公募債			9 8 0 0 0

(4) 内国法人

内国法人は、発行体ごとに5けたを割り当てる。

(例) ㈱アーク	1 0 0 0 5
アー克蘭ドサカモト	1 0 0 1 0
・	
・	
わらべや日洋	9 9 4 4 0
ワン・フォー・オール・アセット・ファンディング	9 9 4 8 0

(5) 外国法人

次のとおり、所属国コード3けた及び連番コード2けたで構成する。

所属国コード	連番コード
□□□	□□

a 所属国コード

原則として、ISO で定義される3けたの数字コード (ISO 3166 ; Numeric Code) を使用する。なお、国際機関は0 0 1とする。

b 連番コード

国 (政府) は0 0とし、他の発行体は、原則として所属国別に0 1から始まる連番とする。

	所属国コード	連番コード
(例 1) アジア開発銀行	0 0 1	0 1
国際復興開発銀行	0 0 1	0 2
・		・
(例 2) アメリカ合衆国政府	8 4 0	0 0
ダウ・ケミカル	8 4 0	0 1
・		
米国連邦抵当金庫	8 4 0	1 9

(6) 特定金融商品

A：電子記録移転有価証券表示権利等の場合

次のとおり、証券種別コード8けた（証券種類コード（3けた）を加える）で構成する。

証券種別コード

□□□□□□□□

証券種別コードは、「00000001～ZZZZZZZZ」の範囲で、数字及びアルファベット（ただし、I、Oを除く）を使用する。

(7) 特定金融商品（保振）

A：ペーパーレスCPの場合

次のとおり、商品コード2けた及び識別コード3けたで構成する。

商品コード

識別コード

□□

□□□

a 商品コード

ペーパーレスCP 0A

b 識別コード

数字とアルファベット（ただし、I、O、Uを除く）を使用する。ペーパーレスCPについては各発行者に割り当てる。

(例) 001 ダイヤモンドリース(株)  
009 三菱自動車工業(株)  
00A オリックス(株)  
・  
00Z 大阪証券金融(株)  
010 新日本製鐵(株)

B：未公開会社等の私募債等の場合

付番対象銘柄は次の要件を満たす銘柄とする。

- ①(株)証券保管振替機構における一般債振替制度で取り扱われる私募であること
- ②当該銘柄の発行体に係る発行体固有名コードが未設定であること
- ③コード設定に必要な情報が、証券コード協議会へ提出可能な株式会社及び公社公団等の公社債（特定目的信託の社債的受益権を含む）であること

(注) 私募債発行時に発行体固有名コードが設定されている場合、当該私募債の発行体属性コードは「3」又は「5」を用い、発行月コードで公募債との区分を行う。

また、次のとおり、商品コード2けた及び証券種別コード6けた（証券種類コード（3けた）を加える）で構成する。

商品コード

証券種別コード

□□

□□□□□□

a 商品コード

未公開会社の私募債又は縁故地方公社債等 0B

b 証券種別コード

数字とアルファベット（ただし、I、Oを除く）を連番に使用する。未公開会社等の私募債等については各銘柄に割り当てる。

(例) 000001 ワイエム興業（株）第5回無担保社債

・

000009 ヤマトマシン製造（株）第13回無担保社債

00000A 太誠産業（株）第6回無担保社債

また、(株)証券保管振替機構が定時償還の1銘柄を記番号別に複数の振替債として扱う場合は、先頭1けたをZにして識別する。

(例) Z0000P 高知県平成15年度第1回公債（第1号—1）

C：非上場投資信託の場合

次のとおり、商品コード2けた及び識別コード6けた（証券種類コード（3けた）を加える）で構成する。

商品コード	識別コード
□□	□□□□□□

(注) 国内金融証券取引所に上場される投信（内国ETF）は、発行体属性コード「3」を使用する。

a 商品コード

非上場投信 0C

b 識別コード

①（株）証券保管振替機構における投資信託振替制度で取り扱われること

②国内金融証券取引所に上場されないこと

③コード設定に必要な情報が、証券コード協議会へ提出可能なこと

の要件を満たす銘柄は、「000001～9ZZZZZ」の範囲で、数字及びアルファベット（ただし、I、Oを除く）を連番に使用する。

(例) 0002CA インベスコ 世界中小型株ファンド

また、上記以外の銘柄は、「A00001～ZZZZZZ」（ただし、I、Oを除く）の範囲で、証券コード協議会がその都度、決定する。

## 2.2 証券種類コード（3けた）

### (1) 株式

#### a 内国株式

次のとおり、第1けたを0とする数字及びアルファベット（ただし、I、Oは除く。）で構成する。

普通株式	000	第二新株式	002	優先株式	010
新株式	001	新株予約権証券	009		
後配株式	020				

（注1）子会社連動配当株式については、「010」を使用する。「010」が既に使用されている場合には、証券コード協議会がその都度決定する。

（注2）異なる種類株式の発行が行われる都度、未定義の「003」から順次、証券コード協議会が決定する。ただし、普通株式の全部を一つの種類株式（取得請求権付株式等）に入れ替える場合、原則として、従来の普通株式と同じ証券種類コードをそのまま割り当てる。

（注3）優先株式については、「010」～「019」、「01A」～「01Z」の範囲から、証券コード協議会がその都度決定する。

（注4）出資証券については、原則として、普通株式（新株式を除く。）に準じて取り扱う。ただし、証券コード協議会が適当と認めた場合には、その都度決定する。

（注5）債券の新株予約権証券との相違について、株式における新株予約権証券は、以下の①及び②を満たす銘柄とする。

- ①新株予約権無償割当により発行される銘柄
- ②行使期間満了日が割当日後速やかに到来する銘柄

#### b 外国株式

原則として、000から始まる連番とする。

（注）国内の金融商品取引所等に上場等される証券投資信託の受益証券、投資証券及びその他の銘柄の基本コードについては、その都度、証券コード協議会が決定する。  
なお、外国株信託受益証券、外国投信信託受益証券及び外国株価指数等連動型投信信託受益証券において、発行体が外国法人の場合は、外国株式に準じて取り扱うが、発行体が内国法人の場合は、外国株信託受益証券及び外国投信信託受益証券は外国株式、外国株価指数等連動型投信信託受益証券は内国株式の基本コード仕様をそれぞれ準用する。

(2) 債券

次のとおり発行年月を基準として、通番コード、発行年コード及び発行月コードで構成する。

通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□	□

a 通番コード

数字1から9とアルファベットAからZ（ただし、I、O、Uを除く）を順に使用し、次の割当てを開始する数字又はアルファベットから各債券等ごとに割当てを開始する。

国債

利付国庫債券等	1	(2、3、4・・・)
分離元本振替国庫債券	P	(Q、R、S・・・)
分離利息振替国庫債券	1	(2、3、4・・・)

地方債

公募債	1	(2、3、4・・・)
非公募債	A	(B、C、D・・・)

事業債等

新株予約権等の権利、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債（転換社債型を除く）、(株)証券保管振替機構が扱わない利付債及び割引債（電子記録移転有価証券表示権利等を除く）	1	(2、3、4・・・)
---	---	------------

利付債	A	(B、C、D・・・)
-----	---	------------

割引債	J	(K、L、M・・・)
-----	---	------------

外国法人発行の債券	国内事業債等の割当方法に準じる。	
-----------	------------------	--

(注) 分離利息振替国庫債券は、原則として、利払日が20日の銘柄の通番コードを「1」、利払日が15日の銘柄の通番コードを「2」、利払日が1日の銘柄の通番コードを「3」とする。

b 発行年コード

数字とアルファベットを使用（ただし、I、O、U、Y、Zは除く。）し、各発行年に割り当てる。

(注) 1. 分離利息振替国庫債券の発行年コードは「0」を割当てる。  
2. 入札前取引用の発行年コードは「X」固定とする。



c 発行月コード

次のとおりとする。

	コード		コード		コード		コード
1月	1(D)	4月	4(G)	7月	7(K)	10月	A(N)
2月	2(E)	5月	5(H)	8月	8(L)	11月	B(P)
3月	3(F)	6月	6(J)	9月	9(M)	12月	C(Q)

(注1) ( )内は、非公募債（国債、地方債を除く。）の場合に用いる。

(注2) 分離利息振替国庫債券の発行月コードは「0」を割当てる。

(3) 国債バスケット

「900」固定とする。

(4) 特定金融商品

証券種別コード

A：電子記録移転有価証券表示権利等の場合

発行体固有名コード5けたと合わせて、計8けたの証券種別コードから、銘柄をユニークに特定する。

(5) 特定金融商品（保振）

証券種別コード

A：ペーパーレスCPの場合

数字とアルファベット（ただし、I、O、Uを除く）を使用する。

(例)	銘柄名	証券種別コード
	オリックス 001B CP	001
	オリックス 009B CP	009
	オリックス 00AB CP	00A

B：未公開会社等の私募債等の場合

発行体固有名コードの下3けたと合わせて、計6けたの証券種別コードから、銘柄をユニークに特定する。

C：非上場投信の場合

発行体固有名コードの下3けたと合わせて、計6けたの識別コードから、銘柄をユニークに特定する。

3. チェックディジット（1けた）

モジュール 10「ダブルアッドーダブル」方式により算出された数字を割り当てる。

### III 基本コード付番例

基本コードは、国際証券コード体系の基本構成から、国名コード及びチェックディジットを除いたものであり、通常国内で新証券コードを使用する場合の仕様となる。

以下、基本コードの付番例を示す。

#### ① 株式

##### a 内国株式

(例) 新日本製鐵株式会社普通株式の場合

属性コード	固有名コード	証券種類コード
□	□□□□□	□□□
3	38100	000
内国法人	新日本製鐵	普通株式

##### b 外国株式

(例) International Business Machines Corporation (IBM) 株式の場合

属性コード	所属国コード	連番コード	証券種類コード
□	□□□	□□	□□□
5	840	06	000
外国法人	米国	6番目に付番した発行体	最初に付番した株式

I B M

#### ② 債券

##### a 内国債券

###### (a) 国債

(例 1) 利付国庫債券(10年)第285回(3月発行)の場合

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	10	285	1	7	3
国(国債)	利付国庫債券(10年)	285回	国債	2007年	3月

(例 2) 分離元本振替国庫債券(10年)第237回(3月発行)の場合

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	10	237	P	2	3
国(国債)	利付国庫債券(10年)	237回	分離元本国債	2002年	3月

(例3) 分離利息振替国庫債券 (平成16年9月 利子支払期日20日) の場合

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	80	049	1	0	0
国(国債)	分離利息振替 国庫債券	2004年9月	分離利息国債 (20日利払)	(固定)	(固定)

(例4) 利付国庫債券 (5年) 入札前取引 (5月発行\*) の場合

\*2004年5月発行と2005年5月発行の新証券コードは同様。

属性コード	国債名称コード	回号コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□	□□□	□	□	□
1	05	000	1	X	5
国(国債)	利付国庫債券(5年)	(固定)	国債	(固定)	5月

(b) 国債バスケット

(例) 国債バスケット (利付・国庫短期証券) の場合

属性コード	国債名称コード	構成銘柄コード	証券種別コード
□	□□	□□□	□□□
1	99	105	900

(c) 地方債

(例) 東京都第642回公募公債の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
2	13000	1	7	2
地方公共団体	東京都	公募債	2007年	2月

(d) 事業債等

(例1) 新日本製鐵株式会社社債第49回の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	38100	A	3	6
内国法人	新日本製鐵	利付債	2003年	6月

(例2) 平和不動産株式会社第7回無担保転換社債の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	83480	1	7	6
内国法人	平和不動産	転換社債	2007年	6月

(例3) 住友電気工業株式会社新株予約権証券(第1回)の場合

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	40740	1	M	8
内国法人	住友電気工業	新株予約権証券	1991年	8月

(例4) 水資源開発債券(い号179回)

属性コード	固有名コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□□□	□	□	□
3	88560	A	W	F
内国法人	水資源開発公団	利付債	1999年	3月(私募)

b 外国債券

(例) 第21回アジア開発銀行円貨債券の場合

属性コード	所属国コード	連番コード	通番コード	発行年コード	発行月コード
□	□□□	□□	□	□	□
5	001	01	A	P	2
外国法人	国際機関	最初に付番した機関	利付債	1993年	2月

国際機関 | 最初に付番した機関  
 \ |  
 アジア開発銀行

c 特定金融商品(保振)

(例) オリックス株式会社のペーパーレスCP(銘柄名:001B)の場合

属性コード	商品コード	識別コード	証券種別コード
□	□□	□□□	□□□
9	0A	00A	001
特定金融商品	ペーパーレスCP	発行者	通番

(例) ワイエム興業(株)第5回無担保社債の場合

属性コード	商品コード	証券種別コード
□	□□	□□□□□□
9	0B	000001
特定金融商品	未公開会社等の私募債等	通番

(例) ベアリング・ジャパン・オープンの場合

属性コード	商品コード	識別コード
□	□□	□□□□□□
9	0C	000001
特定金融商品	非上場投信	通番

(付則)

1. 2002年4月の改正規定は、(株)証券保管振替機構で取り扱う、ペーパーレスCPの仕様及び商法改正による、種類株式等の仕様について追加した。
2. 2002年10月の改正規定は、ストリップス債の仕様について追加した。
3. 2003年4月の改正規定は、公募地方債の共同発行の仕様について追加した。
4. 2003年6月の改正規定は、(株)証券保管振替機構の一般債振替制度で取り扱う、非公募債の仕様について追加した。
5. 2003年8月の改正規定は、国債の入札前取引の仕様及び優先株式の証券種類コードについて追加した。
6. 2004年4月の改正規定は、出資証券の場合の証券種類コードについて追加した。
7. 2005年2月の改正規定は、(株)証券保管振替機構の投信振替制度で取り扱う、非上場投資信託の仕様について追加した。
8. 2005年4月の改正規定は、「個人向け利付国庫債券(5年)」の国債名称コードについて追加した。
9. 2005年9月の改正規定は、「分離利息振替国庫債券(利払15日)」の通番コードの取り扱いについて追加した。
10. 2006年5月の改正規定は、会社法の施行により、「新株予約権証券」の証券種類コード等の取り扱いについて追加した。
11. 2007年1月の改正規定は、「利付国庫債券(40年)・(50年)」の国債名称コードについて追加した。
12. 2007年3月の改正規定は、非上場投信の識別コードについて、追加した。
13. 2007年12月の改正規定は、いわゆる日本型預託証券(JDR)について、2.2(1)bに追加した。
14. 2008年3月の改正規定は、「国庫短期証券」の国債名称コードについて追加した。
15. 2009年9月の改正規定は、「個人向け利付国庫債券(3年)」の国債名称コードについて追加した。
16. II基本仕様の2.2-(1)-a内国株式の(注5)を改正した規定は、2010年1月29日から施行する。
17. II基本仕様の2.1.1発行体属性コード(1けた)注2③及び2.1.2発行体固有名コード(5けた)-(5)特定金融商品-B:未公開会社等の私募債等の場合③における「特定目的信託の社債的受益権」についての記述追加については、2012年3月26日から施行する。
18. 国債バスケット及び分離利息振替国庫債券(利払1日)に係る改正規定は、2018年5月1日から施行する。
19. II 2.2(2)aの「事業債等」における通番コードの割当ての見直しに係る改正規定は、2024年9月24日から施行し、その他の改定については、2023年11月1日より施行する。
20. 国債バスケットの構成銘柄コードを追加した改正規定は、2024年2月14日より施行する。